

# 青森県報

第三千二百十八号

平成二十二年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 規 則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則…………… (財産管理課) …… 一

### 訓 令

青森県例規全集集録手続規程の一部を改正する訓令…………… (総務学事課) …… 一

### 告 示

県立自然公園の区域の変更…………… (自然保護課) …… 二

県立自然公園に関する公園計画の変更…………… ( 同 ) …… 二

県立自然公園の特別地域の区域の変更…………… ( 同 ) …… 二

身体障害者福祉法による医師の指定…………… (障害福祉課) …… 三

道路の区域の変更…………… (道路課) …… 三

道路の供用の開始…………… ( 同 ) …… 四

急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (河川砂防課) …… 四

建築士法による指定登録機関の指定…………… (建築住宅課) …… 四

建築士法による指定事務所登録機関の指定…………… ( 同 ) …… 五

青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (経 理 課) …… 五

公安委員会…………… (生活環境課) …… 六

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則…………… (少年課) …… 八

青森県少年指導委員の委嘱…………… ( 少 年 課 ) …… 八

みちのく有料道路、青森空港有料道路及び第一みちのく有…………… ( 雑 報 ) …… 八

料道路の障害者特別割引措置の変更…………… (道路公社) …… 九

## 規 則

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十三号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則(昭和三十七年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中(七)を削り、(八)を(七)とし、(九)を(八)とし、(十)を(九)とし、(十一)を(十)とし、(十二)を(十一)とする。

### 附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

## 訓 令

### 青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県例規全集集録手続規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県例規全集集録手続規程の一部を改正する訓令

青森県例規全集集録手続規程（昭和三十六年二月青森県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「八部」を「三部」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第九十九号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第四条第一項の規定により種差海岸階上岳県立自然公園の区域を次のとおり変更するので、同条例第五条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により公示する。

なお、変更後の公園区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、八戸市庁及び階上町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 追加する公園の区域  
八戸市大字鮫町の一部
- 二 削除する公園の区域  
八戸市大字鮫町の一部
- 三 変更後の区域図  
省略

青森県告示第二百号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第六条第一項の規定により種差海岸階上岳県立自然公園に関する公園計画を変更したので、同条例第四項の規定によりその概要を次のとおり公示する。

なお、変更後の公園計画の位置を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、八戸市庁及び階上町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 特別地域に次の区域を追加した。  
八戸市大字鮫町の一部
- 二 特別地域から次の区域を削除した。  
八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字道仏の各一部
- 三 第一種特別地域から次の区域を削除した。  
八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字鳥屋部の各一部
- 四 第二種特別地域に次の区域を追加した。  
八戸市大字鮫町の一部
- 五 第二種特別地域から次の区域を削除した。  
八戸市大字鮫町の一部
- 六 第三種特別地域に次の区域を追加した。  
八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字鳥屋部の各一部
- 七 第三種特別地域から次の区域を削除した。  
八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字道仏の各一部
- 八 次の単独施設を削除した。

施設の種類	位 置
野 営 場	三戸郡階上町（寺下観音）
ス キー 場	三戸郡階上町（階上岳）

九 変更後の公園計画図

省略

青森県告示第二百一号

青森県立自然公園条例（昭和三十六年十月青森県条例第五十八号）第十条第一項の

規定により種差海岸階上岳県立自然公園の特別地域の区域を次のとおり変更するので、同条第二項において準用する同条例第四条第二項の規定により公示する。

なお、変更後の特別地域の区域を表示した図面は、青森県環境生活部自然保護課、八戸市庁及び階上町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 追加する特別地域の区域  
八戸市大字鮫町の一部
- 二 削除する特別地域の区域  
八戸市大字鮫町及び三戸郡階上町大字道仏の各一部
- 三 変更後の区域図  
省略

青森県告示第二百二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名		勤務する病院等	診療科目	指定年月日
名	称			
松本 陸郎	公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内九八の一	消化器外科（肝臓機能障害）	平成三〇・一
櫻庭 弘康	公立七戸病院	上北郡七戸町字影津内九八の一	消化器外科（肝臓機能障害）	〃

青森県告示第二百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	鯉ヶ沢蟹田線	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺七一の八から東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺四六の四まで	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺七一の八から東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平沢辺四六の四まで	二七・二〇〇メートルから二八・一〇〇メートルまで	二七・二〇〇メートルから二八・一〇〇メートルまで	三八・八〇メートル	三八・八〇メートル	
2	県道	戸来十和田線	十和田市大字滝沢字下モ平六七の一から十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九まで	十和田市大字滝沢字下モ平六七の一から十和田市大字滝沢字八幡前七四の一九まで	一〇二・三〇〇メートルから一〇三・七〇〇メートルまで	一〇二・三〇〇メートルから一〇三・七〇〇メートルまで	一、一八〇・〇〇メートル	一、一八〇・〇〇メートル	

青森県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年四月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 大鰐浪岡線	弘前市大字乳井字岩ノ上四の一から弘前市大字乳井字岩ノ下七七まで	平成三・三・三一
県道 岩崎西目屋弘前線	中津軽郡西目屋村大字藤川字瀬の上八四の一から中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一八二の一まで	"
県道 戸来十和田線	十和田市大字滝沢字高屋一〇五の七から十和田市大字滝沢字高屋七の一まで	"

青森県告示第百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

上堀川一号急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標

柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	下北郡東通村	尻労	上堀川	三九の一九
二	"	"	"	一一
三	"	"	尻労	二一
四	"	"	"	一〇
五	"	"	"	四
六	"	"	上堀川	一八の一
七	"	"	"	一三

青森県告示第百六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第一項の規定により、次のとおり指定登録機関を指定したので、同条第三項において準用する同法第十条の六第一項の規定により公示する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定登録機関の名称  
社団法人青森県建築士会
- 二 指定登録機関の住所  
青森市安方二丁目九の二三
- 三 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地  
青森市安方二丁目九の二三
- 四 指定登録機関の指定をした日  
平成二十二年三月二十四日
- 五 二級建築士等登録事務の開始の日  
平成二十二年四月一日

青森県告示第二百七号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条の三第一項の規定により、次のとおり指定事務所登録機関を指定したので、同条第三項において準用する同法第十条の六第一項の規定により公示する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定事務所登録機関の名称  
社団法人青森県建築士事務所協会

二 指定事務所登録機関の住所  
青森市安方二丁目九の一三

三 事務所登録等事務を行う事務所の所在地  
青森市安方二丁目九の一三

四 指定事務所登録機関の指定をした日  
平成二十二年三月二十四日

五 事務所登録等事務の開始の日  
平成二十二年四月一日

青森県告示第二百八号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

「 十和田おいらせ農業協同組合藤坂支店	十和田市大字相坂
「 十和田おいらせ農業協同組合藤坂支店	十和田市大字相坂

を

十和田おいらせ農業協同組合十和田湖支店  
十和田市大字奥瀬

十和田おいらせ農業協同組合むつ支店  
むつ市横迎町一丁目

十和田おいらせ農業協同組合七戸支店  
上北郡七戸町字笹田川久保

十和田おいらせ農業協同組合横浜町支店  
上北郡横浜町字寺下

十和田おいらせ農業協同組合上北支店  
上北郡東北町大字上野

はまなす農業協同組合  
むつ市横迎町一丁目

津軽みらい農業協同組合沿川支店  
北津軽郡板柳町大字夕顔関

津軽みらい農業協同組合沿川支店  
北津軽郡板柳町大字夕顔関

ゆつき青森農業協同組合  
上北郡東北町字塔ノ沢山

ゆつき青森農業協同組合野辺地支所  
上北郡野辺地町字野辺地

ゆつき青森農業協同組合らくのう支所  
上北郡野辺地町字大月平

ゆつき青森農業協同組合天間林支所  
上北郡七戸町字森ノ上

ゆつき青森農業協同組合六ヶ所支所  
上北郡六ヶ所村大字平沼

野辺地町農業協同組合  
上北郡野辺地町字野辺地

らくのう青森農業協同組合  
上北郡野辺地町字大月平

横浜町農業協同組合  
上北郡横浜町字寺下

八甲田農業協同組合  
上北郡東北町大字上野

八甲田農業協同組合十和田湖支店  
十和田市大字奥瀬

八甲田農業協同組合七戸支店  
上北郡七戸町字笹田川久保

を削る。

を

を削り、

に改め、

に改め、

とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山
とうほく天間農業協同組合天間林支所	上北郡七戸町字森ノ上
とうほく天間農業協同組合六ヶ所支所	上北郡六ヶ所村大字平沼

### 公安委員会

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀子

青森県公安委員会規則第四号

猟銃安全指導委員の委嘱等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号。以下「法」といふ。)第二十八条の二及び猟銃安全指導委員規則(平成二十一年国家公安委員会規則第十二号。以下「指導委員規則」といふ。)の規定に基づき、青森県公安委員会が行う猟銃安全指導委員の委嘱等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動区域)

第二条 指導委員規則第二条第一項の規定による猟銃安全指導委員の活動区域は、警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年青森県条例第四十五号)に規定する各警察署の管轄区域とする。

(委嘱)

第三条 法第二十八条の二第一項の規定による猟銃安全指導委員の委嘱は、前条に定める活動区域を管轄する警察署長が、当該活動区域に居住する者で、当該区域の実情に精通し、かつ、適任と認め推薦したもののうちから行うものとする。

2 前項の規定による委嘱は、別記様式第一号の委嘱状を交付して行うものとする。  
(周知の措置)

第四条 前条の規定により委嘱した猟銃安全指導委員の氏名及び連絡先は、法第五条の三の規定により実施する講習会及び法第十三条の規定により実施する猟銃の検査並びに猟銃の所持及び使用による危害を防止するための民間団体の活動等において、当該猟銃安全指導委員の活動区域に居住する猟銃所持者等に周知させる措置を講ずるものとする。

(解嘱)

第五条 法第二十八条の二第七項の規定による猟銃安全指導委員の解嘱は、当該猟銃安全指導委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当するとして意見の具申を受けたものについて行うものとする。

2 前項の規定による解嘱は、別記様式第二号の解嘱通知書により行うものとする。

(弁明の機会のお知らせ)

第六条 指導委員規則第八条の規定により、弁明の機会を与えるときは、弁明の期日、場所及び理由を期日の十四日前までに書面により通知するものとする。

(災害補償)

第七条 猟銃安全指導委員の職務遂行中における災害補償は、青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年十二月青森県条例第三十九号)の定めるところによる。

(細部の事項)

第八条 この規則に定めるもののほか、猟銃安全指導委員の委嘱等に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

別記様式第 1 号

第 号

# 委 嘱 状

殿

あなたを銃砲刀剣類所持等取締法第 2 8 条の 2 第 1 項の規定により猟銃安全指導委員に委嘱します。

年 月 日から

委嘱期間

年 月 日まで

年 月 日

青森県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別記様式第 2 号

第 号

# 解 嘱 通 知 書

殿

銃砲刀剣類所持等取締法第 2 8 条の 2 第 7 項の規定により猟銃安全指導委員を解嘱します。

年 月 日

青森県公安委員会 印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

青森県公安委員会告示第三十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第二号）第二条第一項の規定により、平成二十二年四月一日付けで、少年指導委員を委嘱するので、同規則第二条第一項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年三月三十一日

青森県公安委員会委員長 阿保 耀 子

氏名	連絡先	活動区域
青森市 木村 芳紀 横山 洋一 杉戸 誠司 永澤 松子	青森警察署 生活安全課 (電話 017-733-0110)	青森市のうち、青森駅周辺（安方一丁目から二丁目まで、新町一丁目から二丁目まで、古川一丁目から二丁目まで、柳川一丁目から二丁目まで、本町周辺（長島一丁目から二丁目まで、本町一丁目から二丁目まで、本町五丁目、橋本一丁目、堤町一丁目、観光通り周辺（緑三丁目九番から一一番まで、青葉三丁目五番から九番まで、浦町字奥野六一二番地から六二九番地まで、浜田字豊田四六番地、浜田字豊田三五七番地から三八七番地まで、浜田字玉川一七七番地、浜田字玉川二〇二番地から二〇七番地まで、浜田字玉川二二〇番地から二二四番地まで、浜田字玉川二三五番地、浜田字玉川三四〇番地から三五二番地まで、八ツ役字矢作六九番地から七四番地まで、第二問屋町二丁目二番から五番まで、大野字若宮一八二番地、東大野二丁目五番から一三番まで、浜田一丁目一四番、浜田三丁目一五番から三番まで）、はまなす町周辺（はまなす二丁目一五番、はまなす二丁目五番、八重田四丁目二番）、石江三好周辺（三好一丁目から二丁目まで、石江字三好一四番地から一四五番地まで、石江字三好一七番地）、三内稲元周辺（三内字稲元一八番地から二〇番地まで、三内字玉作一五番地から五番地まで、

富田 千都子 舩見 亮悦 熊野 鐵夫	岩城 伸行 妻由 誠夫 佐久 正子 岩間 祐子	加手塚 清行 鎌藤 晃哲 今井 哲	福井 美哉一 永澤 榮昭 新谷 良一 後藤 悦三郎	野崎 径裕 小笠原 嘉	八戸警察署 生活安全課 (電話 017-833-444)	八戸市のうち、本八戸駅前周辺（内丸一丁目から三丁目まで、掘端町、窪町、番町、馬場町、常海町）、長横町周辺（堤町、廿三日町、十三日町、三日町、八日町、十八日町、十六日町、寺横町、大工町、鍛冶町、六日町、朔日町、十一日町、柏崎一丁目九番、柏崎二丁目一番、鳥屋部町、鷹匠小路、長横町、岩泉町、類家、吹上一丁目一番から三番まで）、城下周辺（城下一丁目から四丁目まで）、類家周辺（類家三丁目から五丁目まで、南類家二丁目から三丁目まで）、湊高台周辺（湊高台一丁目から二丁目まで）、ラピア周辺（江陽二丁目）、ピアドウ周辺（沼館四丁目）の区域
三沢警察署 刑事生活安全課 (電話 017-533-55)	十和田警察署 刑事生活安全課 (電話 017-333-55)	黒石警察署 刑事生活安全課 (電話 017-533-33)	五所川原警察署 刑事生活安全課 (電話 017-533-34)			五所川原市のうち、五所川原駅周辺（大町、旭町、東町、布屋町）、川端町周辺（川端町、本町、寺町、岩木町）、エルム周辺（唐笠柳字藤巻、石岡字藤巻）の区域
						黒石市のうち、徳兵衛町周辺（甲徳兵衛町、乙徳兵衛町、油横丁、寺小路、横町）、国道一〇二号周辺（浅瀬石字稲田、追子野木三丁目、中川字篠村、中川字花岡）、アクロスプラザ周辺（富士見一〇三番地）の区域及び平川市のうち、平賀駅前周辺（本町北柳田一番地から二七番地）の区域
						十和田市のうち、東三番町周辺（稲生町一四番から二〇番まで、東二番町二番、東二番町六番、東二番町七番、東三番町一番から九番まで）、東三番町七番から九番まで）、十和田市駅周辺（東一番町一番、東一番町四番、元町西一丁目一番、元町東一丁目）、三小通り周辺（東十三番町一三番から一四番まで）の区域



小比類巻佳代子  
宮野楠見

中西芳孝  
加世多壽雄  
菊池政彦  
むつ警察署  
刑事生活安全課  
(電話)015-231-3311

	園町周辺(松園町三丁目、大町二丁目から三丁目まで、南町一丁目、栄町二丁目)の区域及びおいらせ町のうち、木ノ下小学校周辺(青葉一丁目から青葉六丁目まで、上久保六三番地)、イオンモール下田周辺(中野平、菜飯)の区域
	むつ市のうち、横迎町周辺(本町、柳町一丁目一番から二番まで、横迎町一丁目一番から一五番まで、田名部町、新町三五番地、新町四五番地)、小川町周辺(小川町一丁目一番から一六番まで、小川町二丁目一番から一八番まで)、金谷周辺(金谷一丁目一番から二番まで、金谷二丁目一番から三番まで、金谷三丁目一〇六番)、下北赤川周辺(下北町一丁目一番から三番まで、下北町二丁目一五番まで、若松町一三番から一五番まで、若松町一三番から二番まで、若松町一〇番から二番まで、南町一三番まで、南町六番から九番まで、南町一七番、赤川町一三番から一七番まで、南赤川町一三番から一七番まで)、大湊駅周辺(大湊新町一三番から一七番まで、大湊新町一四番から一七番まで、大湊新町二〇番から二二番まで)、駅通り周辺(中央二丁目七番、旭町四番)の区域

雑

報

青森県道路公社公告第一号

みちのく有料道路、青森空港有料道路、第二みちのく有料道路の障害者特別割引措置を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定に基づき公告する。

平成二十二年三月三十一日

青森県道路公社理事長 竹内剛

一 料金の表の備考のイを次のように改める。

イ 障害者割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下のa又はbの要件を満たすものとして、青森県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

a 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、青森県道路公社が別に定めるもの

b 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日発児第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき青森県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、青森県道路公社が別に定めるもの

(イ) 割引率

割引率は五割以内とする。

二 実施時期

平成二十二年四月一日から実施する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭